給水装置工事指針

岡崎市上下水道局 平成 28 年 9 月

目 次

1	目》	欠 · · ·			• • •				• •			• •		• •	• •	 	 	 	• •	 •	1
2	岡山	 商市水	道事	業給	水装	置	工事	設	計力	施彳		針	٠			 	 	 			2
	第 1 章	章 総	:則(第1条	\ ~ ∫	第 2	条)									 	 	 			2
	第 2 章	章 構	造及	び材	質(第	3 条	<u>:</u> ∼	第1	8	€)					 	 	 	• •	 •	3
	第 3 章	章 設	:計 (第19	条~	第2	21条	<u>;</u>)	• •							 	 	 	• •	 •	10
	第 4 章	章 工	事の	施工	(第	22	条~	第	25∮	条)	•					 	 	 	• •	 •	15
	第 5 章	章 維	持管	理(第26	3条	~第	30	条)							 	 	 	• •	 •	17
	第6章	章 雑	!則(第31	条~	第3	32条	<u>;</u>)	• •							 	 	 	• •	 •	19
	附具	钊 · · ·							• •							 	 	 	• •	 •	19
3	別衤	忝資料	. 						• •							 	 	 	• •	 . 4	20
	別図	(第1	~第	6)					• •							 	 	 	• •	 	22
	別表	(第1	~第	21)					• •							 	 	 	• •	 . 4	26
	給水耳	取出施	工標	準布	設((別)	表第	22	, <i>É</i>	第2	3)					 	 	 	• •	 • 2	42
	配水管	管分岐	(別	表第	24)				• •							 	 	 	• •	 . (3 <i>7</i>
	集中名	分岐パ	ター	ンー	覧((別)	表第	25)							 	 	 	• •	 . ′	72
	様式賃	第 1 号	~第	4 号												 	 	 		 . ′	75

岡崎市水道事業給水装置工事設計施行指針

昭和47年4月制定 昭和57年11月改正 昭和60年10月改正 平成8年10月改正 平成10年4月改正 平成13年4月改正 平成22年4月改正 平成27年4月改正 平成28年9月改正

- 第1章 総則(第1条~第2条)
- 第2章 構造及び材質(第3章~第18条)
- 第3章 設計(第19条~第21条)
- 第4章 工事の施工 (第22条~第25条)
- 第5章 維持管理 (第26条~第30条)
- 第6章 雑則 (第31条~第32条)

附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この指針は、岡崎市水道事業における給水装置工事の設計及び施行に関し、必要な基準を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 給水装置 需要者に水を供給するために岡崎市の施設した配水管又は配水支管 から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
 - (2) 配水支管 岡崎市の施設した配水管から給水管を布設するために分岐して設けた口径50ミリメートル以下の配水管をいう。
 - (3) 給水用具 給水管に直結され、管と一体となって給水装置を構成する分水栓、

止水栓、給水栓、バルブ類、給水装置に係わる器具及びユニットをいう。

- (4) 集中分岐 1分岐点から複数の世帯に給水する構造をいう。
- (5) 共用給水装置 複数の世帯に水を供給するために設けられた給水装置をいう。
- (6) 給水取出管 水道メーターより上流側の給水管をいう。

第2章 構造及び材質

(給水方式)

- 第3条 給水方式は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 直結直圧式 配水管及び配水支管(以下「配水管等」という。)の水圧をそのまま利用して建物内の給水栓や器具に給水する方式(別図第1)
 - (2) 高置水槽式 受水槽を設けて一旦これに受水したのち、揚水ポンプでさらに高 置水槽へ汲み上げ、自然流下により給水する方式(別図第2)
 - (3) 受水槽式 受水槽に受水したのち、給水量をポンプで制御しながら給水する方式 (別図第3)
 - (4) 直結増圧式 配水管等の圧力を直結増圧装置で増圧することにより受水槽を経 由せずに、直結給水する方式(別図第4)

(共用給水装置の設置の制限)

- 第3条の2 共用給水装置は、直結増圧装置、または受水槽経由によって給水する共同 住宅に限り設けることが出来る。
 - (3階直結直圧式の制限)
- 第3条の3 直結直圧式は地上2階までとする。ただし、「岡崎市における3階直結直 圧給水の運用基準」の基準を満たすものに限り、3階への直結直圧給水を認めるもの とする。

(直結増圧式の制限)

第3条の4 直結増圧式については「直結増圧給水方式給水装置工事施工基準」の基準 を満たすものに限り認めるものとする。

(給水管の口径)

- 第4条 給水取出管の最小口径は、20ミリメートルとする。
- 2 給水取出管の口径は、配水管等の口径の2サイズダウン又は断面積比が1/2以下と する。ただし、次の各号に掲げる給水取出管は可能とする。
 - (1) 配水支管が25ミリメートルの場合で、20ミリメートルの分岐及び25ミリメートルの集中分岐。
 - (2) 配水支管が50ミリメートルの場合で、50ミリメートルの集中分岐。
- 3 口径40ミリメートルの水道メーターを設置する場合における給水取出管の口径は、 50ミリメートルとする。ただし、水道メーターを取り付ける横引管は、40ミリメート ルとする。
- 4 水道メーターより下流側の給水管の口径は、水道メーターと同口径以下とする。 (給水取出管の種類)
- 第5条 給水取出管の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) ポリエチレン2層管(1種管)
 - (2) 耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管
 - (3) ダクタイル鋳鉄管 (G X 形)
- 2 前項の給水取出管の標準寸法、質量等については、別表第1から別表第3までとし、 各種給水取出管(口径50ミリメートル以下)の長所及び短所は、別表第4のとおりで ある。
- 3 第1項の給水取出管の使用について、岡崎市は埋設場所の状況等により維持管理が困難であるか又は不適当と認めた場合は、その使用を制限することができる。 (分岐工法)
- 第6条 配水管等から分岐する位置は、他の給水装置や継手等との直管部の離隔が30 センチメートル以上とし、その分岐工法は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 25ミリメートル以下の配水支管から分岐する場合は、切取工法とする。
 - (2) 40~50ミリメートルの配水支管から分岐する場合は、サドル分水栓を使用する。 ただし、配水支管が硬質塩化ビニル管で給水取出管口径が25ミリメートルの分水 機構は20ミリメートルとする。また、50ミリメートルの配水支管から分岐する50

ミリメートルの集中分岐の場合は切取工法とする。

- (3) 300ミリメートル以下の配水管から50ミリメートル以下の給水取出管を分岐する場合は、サドル分水栓を使用する。
- (4) 300ミリメートル以下の配水管から75ミリメートル以上の給水取出管を分岐する場合は、割T字管を使用する。ただし、配水管が耐震管の場合は耐震型割T字管を使用する。
- (5) 給水管の分岐は原則300ミリメートル以下の配水管から行う。
- (6) 切取工法は、管材長500ミリメートル以上、かつ継手間の距離300ミリメートル 以上とする。
- 2 ダクタイル鋳鉄管からの分岐は、サドル分水栓を使用した場合は穿孔箇所に密着型コアを挿入し、割T字管を使用した場合は防食コアを使用すること。
- 3 配水管等からサドル分水栓又は割T字管等を使用して分岐する場合は、放水しなが ら穿孔すること。
- 4 配水管等から分岐する場合は、サドル分水栓又は割T字管等の給水管取付け口を横取りとし、その給水取出管は配水管等と水平に布設し、曲がり配管の必要箇所には曲管を使用すること。
- 5 集中分岐の取出口径については、メーターの口径や数量により別表第25を参照と し決定すること。

(配管構造)

- 第7条 口径が50ミリメートル以下の給水取出管は、ポリエチレン2層管(1種管)とする。ただし、集中分岐の場合(集中分岐の特例を除く)においては、止水栓又は仕切弁から水道メーターまでの給水取出管は、耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管とする。
- 2 集中分岐の特例の場合は、止水栓又は仕切弁から水道メーターまでの給水取出管は、 ポリエチレン 2 層管 (1 種管) とする。
- 3 口径が75ミリメートル以上の給水取出管は、ダクタイル鋳鉄管(GX形)とする。
- 4 ガソリンスタンド、車両工場、化学工場等で灯油、ガソリンなど有機溶剤を取り扱 う箇所の給水取出管は、第1項の規定にかかわらず硬質塩化ビニルライニング鋼管を

使用するものとする。

(止水栓等の取付け)

- 第8条 給水装置には、止水栓又は仕切弁を取り付けなければならない。その取り付け 位置は、配水管等から分岐する箇所で道路から1メートル程度までの民地側とし、次 の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 水道メーターの口径が25ミリメートル以下の場合は、水道メーターの上流側に 逆止弁付乙止水栓を設置し、下流側に甲止水栓を設置すること。
 - (2) 水道メーターの口径が40ミリメートルの場合は、水道メーターの上流側にソフトシール仕切弁及び逆止弁付ボール止水栓を、下流側に落としコマ式ストップバルブを設置すること。
 - (3) 水道メーターの口径が50ミリメートル以上の場合は、水道メーターの上流側に ソフトシール仕切弁を設置し、下流側に口径50ミリメートルの場合は落としコマ 式ストップバルブ、口径75ミリメートル以上の場合はソフトシール仕切弁を設置 すること。
- 2 集中分岐における止水栓又は仕切弁の取り付け位置については、次の各号に掲げる とおりとする。
 - (1) 給水取出管の口径が25ミリメートルの場合には、配水管等から分岐する箇所の 道路から1メートル程度までの民地側にB止水栓を設置し、各戸の水道メーター の上流側に逆止弁付乙止水栓を、下流側に甲止水栓を設置すること。
 - (2) 給水取出管の口径が50ミリメートル以上の場合は、配水管等から分岐する箇所 の道路から1メートル程度までの民地側に仕切弁を設置し、各戸の水道メーター の上流側に逆止弁付乙止水栓、下流側に甲止水栓を設置すること。

(水道メーターの設置)

- 第9条 水道メーターを設置する位置は、配水管等から分岐する箇所の道路から1メートル程度までの民地側とし、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、共同住宅における集中分岐の特例に該当する場合を除く。
 - (1) 給水栓より低位置で、水平に設置する。

- (2) 乾燥していて汚水等が入りにくく、破損するおそれのない場所で、点検、取替えが容易であること。
- (3) 駐車スペースには設置しないこと。
- 2 水道メーターの性能、水道メーターの長さ、水道メーターボックスの規格、使用量・ 使用時間と水道メーターの口径は、別表第5から別表第8のとおりとする。
- 3 共同住宅における集中分岐について、次の各号に掲げる条件を満足する場合は、水道メーターボックスの位置を特例として認める。
 - (1) 第1止水栓から屋内側の装置については、所有者が責任を持って維持管理すること。
 - (2) 水道メーターボックスの設置位置は、1階各戸の出入り口付近とし、2階及び3階も1階水道メーターボックス付近に集約させること。
 - (3) 給水装置接続図(2)図⑦、図8の構造とすること。
 - (4) 給水装置工事申請時に水道メーターボックスの設置位置及び水道メーターまで の構造の分る平面図を添付すること。
 - (5) 所有者の誓約書(様式第1号)を提出すること。

第10条 止水栓、仕切弁、水道メーターを設置する場合は、弁室やメーターボックス等 に入れて保護しなければならない。

(給水管、器具等の材質)

第11条 給水装置に使用する給水管、水栓類及びこれらに附属する器具等は、水圧、土 圧、その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され又は漏れるおそれ のないもので、配水管等の分岐部から止水栓までは岡崎市が承認した材料を使用しな ければならない。

(給水取出管の埋設位置)

- 第12条 給水取出管の埋設深さの基準は次のとおりとする。
 - (1) 車道 70センチメートル以上
 - (2) 歩道 70センチメートル以上

- (3) 宅地等 30センチメートル以上
- 2 本管の埋設深さが浅い場合や支障構造物がある場合など基準の深さが取れない時 は、さや管等で防護しなければならない。

(給水装置の保護)

- 第13条 給水装置が凍結するおそれのあるときは、その部分を発砲スチロール等の材料で、凍結防止のための適当な措置をとらなければならない。
- 2 給水取出管が開渠を横断する場合における埋設方法は、原則として開渠の下とし横架する場合に管の折損又は外傷のおそれがあるときは、鋼管等の中に入れ、高水位以上の高さに布設しなければならない。
- 3 給水装置には、過大な水衝作用を与える用具を使用してはならない。
- 4 給水管が露出する部分については、適切な方法で保護しなければならない。
- 5 給水装置が酸又はアルカリ等により損傷するおそれのあるときは、当該部分に防食 テープを巻くなど適当な措置を講じなければならない。
- 6 給水装置が電食のおそれのあるときは、防食テープを巻くなど適当な措置を講じな ければならない。
- 7 給水管内に空気が停滞するおそれのある箇所には、排除装置を設けるものとする。
- 8 給水管内の水が停滞のため水質低下のおそれのある場合には、排除装置を設けるものとする。
- 9 地震又は伸縮により給水管が折損するおそれのある箇所には、あらかじめクッション工法などによりこれを防止する措置を講じなければならない。
- 10 やむを得ず車等の荷重が掛かる箇所に水道メーターボックスを設置する場合は、 鋳鉄製を設置するなど適当な措置を講じなければならない。

(接続の禁止)

- 第14条 給水装置は、配水管等の水圧に影響を与えるおそれのあるポンプと直接接続してはならない。
- 2 給水装置は、岡崎市の水道水以外の方法で給水されている装置と直接接続してはならない。

- 3 給水装置は、機械器具と直接接続してはならない。ただし、次の各号に該当する場合で岡崎市の許可を受け、接続箇所にストップバルブ及び逆止弁を取り付けた場合は この限りでない。
 - (1) 過大な水圧又は水量を必要としない機械器具への接続。
 - (2) 過大な水衝作用を与えるおそれのない機械器具への接続。
 - (3) 水道水を吸引するおそれのない機械器具への接続。
 - (4) 水道水を汚染し又は悪影響を与えるおそれのない機械器具への接続。
 - (5) 岡崎市の水道水以外の水が逆流し又は混入するおそれのない機械器具への接続。
 - (6) 給水装置に不意の減圧又は断水負圧が生じた場合においても自動的に作用する 有効な状態の安全装置が設けられている機械器具への接続。
 - (7) 一平方センチメートル当り1.716M P a の水圧に耐えて漏水浸潤するおそれのない機械器具への接続。

(分岐の禁止)

- 第15条 給水装置から他の給水装置を分岐してはならない。
- 2 公道に水道メーター以下の給水装置又は給水タンク以下の給水装置を設けてはな らない。

(逆流の防止)

第16条 受水槽、プール、流し、その他水を入れ又は水を受ける器具等に給水する装置は、その流入口を上部から落し込みとし、落し込み口は、満水面から落し込み管径の1.5倍以上の間隔を有するものでなければならない。ただし、管径が50ミリメートル以下の場合は、最小5センチメートルとすることができる。

(別図第4)

2 大便器用洗浄弁は、有効な真空破壊装置を施した洗浄弁又は便器を使用する場合を 除き、給水管に直接連結してはならない。

(受水槽)

第17条 一時的に多量の水を使用する箇所又は減断水等の場合においても一定の水圧 を必要とする箇所には、受水槽を設置するものとする。

- 2 受水槽は、地上から 2 階までに設けるものとする。ただし、止むを得ず地下式又は 半地下式とするときは、タンク室を設けて設置するものとする。(別図第 5)
- 3 受水槽には越流管及び排水管を設け、タンク室には排水設備を設けなければならない。
- 4 受水槽は、雨水、地下水、汚水、ごみ等が浸入せず、かつ、越流管から外部の汚水が逆流しない構造でなければならない。
- 5 受水槽は、掃除、点検及び修理が容易にできる構造としなければならない。
- 6 受水槽の有効容量は、使用水量を考慮して、岡崎市と協議のうえ決定するものとする。
- 7 受水槽を設置又は変更する場合は、上下水道局に受水槽式給水施設調査票(様式第4号)を提出しなければならない。また、有効容量が10立方メートルを超える場合は、水道法第34条の2第2項の規定に従い、簡易専用水道設置届を保健所に届出しなければならない。

(私道内の給水管)

第18条 (削除)

第3章 設計

(設計上の留意点)

- 第19条 給水装置の設計にあたっては、一般家庭用の給水装置から高層建築物の給水に 至るまで多岐多様にわたっているので、次の各号に掲げる事項に留意しなければなら ない。
 - (1) 現場の調査
 - (2) 地形および地盤の高さ
 - (3) 配水管等の有無、管径、水圧等
 - (4) 道路及び路面の形態、他の埋設物の有無(下水道管、ガス管、電話、電気等)
 - (5) 使用人数、使用水量、用途
 - (6) 所要水栓の数、位置および種類、給水管の延長、管径等

- (7) 止水栓、水道メーターの取り付け位置
- (8) 既設配管(井水管、雨水管、汚水管、ガス管等)の有無
- (9) 管種の選定、施工方法、施工時期
- (10) 給水工事費の算出
- 2 使用水量等は、次の各号に掲げる事項を参考とし決定すること。
 - (1) 種類別吐水量と対応する給水用具の口径(別表第9)
 - (2) 給水用具の標準使用水量 (別表第10)
 - (3) 同時使用率を考慮した給水用具数 (別表第11)
 - (4) 給水用具数と同時使用水量比 (別表第12)
 - (5) 1人1日当り平均使用水量(別表第13)
 - (6) 単位床面積当り平均使用水量(別表第14)
 - (7) 給水戸数と同時使用戸数率 (別表第15)

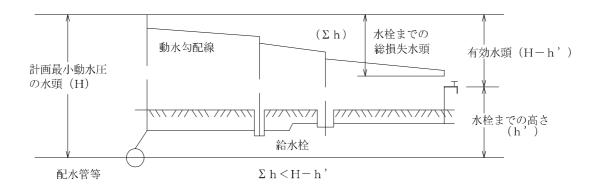
(管径)

第20条 給水管の口径は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 管径決定の基準

給水管の口径は、配水管の計画最小動水圧のときにおいても、その設計水量を 十分に供給しうる大きさを必要とするが、口径が必要以上に過大であると停滞水 等の支障が生じることになるので留意する必要がある。設計水量に対する管の流 入、流出口における損失水頭、摩擦による損出水頭、水道メーター、水栓類、管 継手類による損失水頭、その他管の湾曲、分岐、断面変化等による損失水頭を加 えた総損失水頭が、有効水頭以下となるように計算により定める。

水頭変化曲線図



(2) 給水管の摩擦損失水頭

給水管の摩擦損失水頭は、口径50ミリメートル以下の場合は、ウエストン (weston) 公式により、口径75ミリメートル以上の場合は、ヘーゼン・ウィリアムズ (Hazen・williams) 公式を用いて計算する。

ウエストン (weston) 公式

$$h = \left(0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087d}{\sqrt{V}}\right) \cdot \frac{\ell}{d} \cdot \frac{V^2}{2g}$$

h:管の摩擦損失水頭 (m)

v:管内平均流速 (m/s) ℓ:管長 (m)

d:管の実内径 (m) g:重力の加速度 (9.8m/S²)

ヘーゼン・ウィリアムズ (Hazen・williams)

 $V = 0.84935 \cdot C \cdot R^{0.63} \cdot I^{0.54}$

V:平均流速 (m/S) I:動水勾配 (h/L)

L:延長 (m) C:流速係数

h:摩擦損失水頭 (m) D:管內径 (m)

R:径深(m) = 流水断面積をその断面における流水に接している固体壁周長で除したもの。

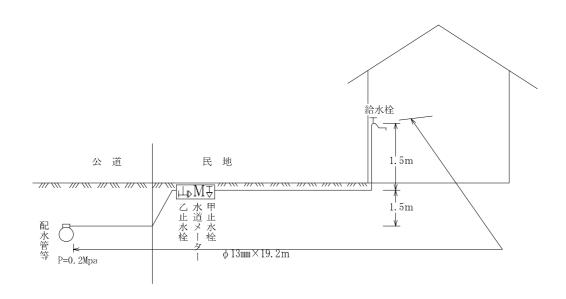
(3) 水栓類、水道メーター、継手による損失水頭

給水装置における損失水頭のうち、水栓類、水道メーター、継手類による損失 水頭は、他のものに比べ比較的大きい。大便器用洗浄弁(口径25ミリメートル) の損失水頭は、通常7メートル程度である。

(4) 各種器具、管接合による損失水頭の直管換算長

水栓類、水道メーターなどの器具類及び管接合による損失水頭を、これと同口 径の直管何メートル分の損失水頭に相当するかを算定換算したものが、直管換算 長(換算長)である。(別表第16)

(5) 流量表による流量計算 (別表第17)



(解)

この装置の器具および工事その他の損失水頭について各々換算長を求めると

- φ13mm サドル分水栓
 - 1. 5 m
 - ロングベント
- 0.25 m
- 乙止水栓
- 1. 5 m
- 水道メーター
- 3. 5 m
- 甲止水栓
- $3.0 \,\mathrm{m}$
- 90°エルボ(2箇所) 2.8m

IJ 給水栓 $3.0 \,\mathrm{m}$

換算長

15.55 m

 $\ell = 19.2 \,\mathrm{m}$ (管長) +15.55 m (器具類) = 34.75 m

H = 20.0m - 3.0m (配水管等と水栓迄の高低差) = 17.0m

$$i = 13 mm$$

 $i = (動水勾配) = \frac{H}{\ell} = \frac{17.00}{34.75} = \frac{489}{1000}$

であるから別表第17により

口径 13mm と動水勾配 489 との交点が求める流量である。

 $Q = 0.3\ell / sec = 18\ell / min$

(6) 給水管の管径均等数

給水装置において、主管より分岐できる枝管数や支栓数を知るには、給水設備 の実情に適応した計算によって決定すべきである。主管に相当する枝管数を推測 する参考としての略計算式およびその管径均等表は次のとおりである。(別表第 18)

$$N = \left(\frac{D}{d}\right)^{\frac{5}{2}}$$

N: 枝管又は支栓数 D: 主管の口径 d: 枝管又は支栓の口径

(給水装置台帳の作成)

第21条 給水装置台帳は、詳細に明瞭かつ正確に書かなければならない。(別図第6)

2 製図に用いる記号は、平面図記号(別表第19、別表第20)及び立面図記号(別表第 21) とする。

第4章 工事の施工

(工事施工上の留意点)

- 第22条 給水装置工事は最小の資材と労力をもって正しい施工方法で確実に施工しなければならない。
- 2 配管工事は、建築物の構造上の障害、他工事との関連、将来の維持管理、外観等を 考慮し、できるだけ継手を少なく、一様の勾配で直線的に布設し、曲がる場合は、最 短距離となるように配管しなければならない。

(道路内における工事の施工)

- 第23条 道路内における工事を施工するにあたっては、関係官公庁の許可等が必要となり、許可を受ける前に工事を着工してはならない。その関係は次のとおりである。
 - (1) 道路占用協議書 道路管理者
 - (2) 道路使用許可申請書 警察署
 - (3) 道路工事届 消防署、中央クリーンセンター
 - (4) 河川占用許可申請書 河川管理者
 - (5) 土地区画整理組合、土地改良区等
- 2 道路内工事の一般的注意事項は、次のとおりである。
 - (1) 着手前に配水管等の位置、深さ、舗装の厚さ、他の地下埋設物等を充分調査しておくこと。
 - (2) 必要により関係事業者(電気、電話、ガス等)の立合いを求めること。
 - (3) 工事を行う前日までに掘削届 (様式第2号) を提出すること。
 - (4) 断水をする場合には、前日までに断水届(様式第3号)を提出するとともに、 断水区域内の水道利用者にその日時の周知徹底(宣伝)をしなければならない。
 - (5) 所定の交通標識、工事標識を立てて必要に応じ交通整理員を配置し、夜間には 赤色灯をつけなければならない。
 - (6) 埋戻しは、道路管理者の指示に従い良質土を用い、たこ突き等によって突き固めなければならない。ただし、管下10センチメートルから管上10センチメートルまでを保護砂とする。瓦礫等は、管肌を痛めて事故の原因にもなるので、取り除

くよう特に注意しなければならない。

- (7) 道路面は整正し、舗装道路は仮復旧、砂利道路は砕石を施工し、安定を確認後、 完全に復旧し、必要に応じ道路管理者の検査を受けなければならない。
- (8) 新たに給水取出管を施工した場合には、残留塩素を確認した写真を提出しなければならない。

(屋内工事の一般的留意事項)

第24条 屋内工事の施工にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 管の埋設深さは、30センチメートル以上で、上流側が深くなるように若干の勾配をつけておくと排水がよく修理に都合がよい。
- (2) 既設水道メーターボックス (鋳鉄製) で底板がない場合には、必ずコンクリート底板またはモルタルで保護すること。
- (3) 水道メーターの取り付けは、よく洗管をし、逆付けのないように水平に取り付け、パッキンの取り付けに注意し流量を阻害しないようにすること。
- (4) フランジ継手を締付けるときは、ボルトが片締めにならないように全周を通じて均等に締付けなければならない。
- (5) 建物の柱や壁等に沿わせて配管する場合で露出配管となる箇所は、外力、自重及び水圧等による振動やたわみで損傷を受けやすいので、管をクリップ等のつかみ金具を使用して1~2メートルの間隔で建物に固定する。
- (6) 湿気の多い所に配管する鋼管は、腐食をうけやすいので防錆塗装をするとよい。
- (7) 防寒防露の被覆の厚さは、口径50ミリメートル以下の管の場合は20~25ミリメ ートルとし、75ミリメートル以上の管は25~30ミリメートル程度にするとよい。
- (8) 鋼管を使用する配管については、延長の長い箇所又は複雑な配管にはその中間に取り外しの容易にできる継手を使用することが望ましい。
- 2 配管終了後は洗管を行い、通水後に継手部や全体の漏水を念入りに調べるものとする。
- 3 洗管は、管内の空気を徐々に排出しながら放水を行うものとする。

4 露出部の塗装は配管終了後とし、支持金物は防錆塗装を行い、配管がふくそうしているところやピット、ダクト内に下水道管や冷暖房用の管などが入っているときは、 用途別の色分けをし、流れの方向に矢印をつけるようにするとよい。

(工事施工の標準布設図)

- 第25条 給水装置工事を施工するために必要な標準布設図は、給水装置接続図による。 2 配水管の分岐に必要な標準図は、配水管分岐点布設標準図による。
 - 第5章 維持管理

(給水装置台帳)

第26条 給水装置の構造、材質を示す図面は、維持管理上の基礎資料となるものである ので、新設、改造工事の完了後、給水装置工事検査届に併せ岡崎市に提出しなければ ならない。

(給水装置の修繕)

- 第27条 給水装置の漏水は、使用者の建物等に損害を与えるだけでなく、断水時には、漏水箇所から汚水等を吸引し水道の汚染につながる場合もあるので、早急に修繕しなければならない。
- 2 漏水発生の原因は、材質的欠陥と工法的欠陥が大部分であるので、この原因を探求 し、再度同一原因で漏水が発生することのないような材料、工法で修繕工事を施工し なければならない。

(改造工事等)

- 第28条 給水装置の使用状態の変化にともない増設、改造工事の施行が必要になった場合においては、次の各号に掲げる事項に留意し給水装置工事申込書を提出しなければならない。
 - (1) 建物の増築等で使用水量を増加させる場合は、給水栓数、使用状態に見合う給水管の口径にし、原則として1宅地1装置とすること。ただし、一つの建物が機能的に独立した2戸以上の住宅または、店舗等に分割されているもので各戸の使用者が異なる場合(2世帯住宅、共同住宅等)及び一つの建築物が同一使用者で

あっても、使用用途が異なり料金を分ける必要がある場合(事務所付き住宅等) にあっては一つの敷地及び建築物に2つ以上の装置を設置することができる。

- (2) 用途の変更等で使用水量の減少が見込まれ、水質の低下をきたすおそれのある場合は、給水管の口径を縮小させること。
- (3) 使用状態の変化に応じ、受水槽等の設置又は廃止若しくは有効容量の変更等を 行うとともに、水道局に受水槽式給水施設調査票(様式第4号)、材料承認図、図 面等を提出すること。
- (4) 水道メーターの設置場所が第9条の規定に適合しなくなったときは、位置の変更等の工事を施行すること。

(撤去工事)

第29条 給水装置を他の場所に移転する場合は、当該給水取出管を撤去しなければならない。

(受水槽等の管理指導)

- 第30条 受水槽以下の給水施設は、水道法の規定による給水装置ではないが、その管理 方法の不備によっては使用者の生活に影響を与えることになるので、設置者、使用者 に対し、次の事項を周知させなければならない。
 - (1) 水道の水のみを水源とする有効容量10立方メートルを超える受水槽等を設置した給水施設は、水道法第3条第7項により簡易専用水道となるため、水道法第34条の2第2項の規定に従い1年以内ごとに1回、定期的に水槽の掃除を行うなどの管理を行うこと。
 - (2) 前号の給水施設で延面積3,000平方メートル以上の建物に給水を行う場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第1項及び第6条第1項の規定に従い、専門的な知識、技能を有する者が適正に管理を行うこと。
 - (3) 第1号の規模以下の給水施設についても、法の精神に則り管理すること。
- 2 受水槽を適正に管理するため、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 流入管の位置と給水ポンプの吸い込み口の位置は対角に設ける。
 - (2) 受水槽のオーバーフロー管は間接排水(排水口空間を設ける)とし、管の端部

には防虫網をつける。

- (3) 受水槽周囲の6面は、維持管理及び点検できるよう適正な空間を設ける。
- (4) 点検口の蓋には鍵を付ける。
- (5) 受水槽内部の流入管吐水口と排水管及びオーバーフロー管の排水口には適切な空間を設ける。

第6章 雑則

(配水支管等の標準施工)

- 第31条 配水支管の最小口径は、50ミリメートルとする。
- 2 配水支管の管種は、ポリエチレン2層管(1種管)とする。
- 3 配水管等の施工は、水道管布設工事ハンドブックを準用する。

(簡易水道の取り扱い)

第32条 簡易水道の給水装置工事設計施行指針については、岡崎市水道事業給水装置工 事設計施行指針の第2条から第31条までの規定を準用する。

附則

この指針は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この指針は、平成28年9月 日から施行する。